

令和2年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針

評価対象期間:平成31年4月～令和2年7月

1.議会基本条例の施行状況を確認する項目																		
(1)市民に開かれた議会																		
評価項目	取組状況	取組内容	総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派												
①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営(第8条関係)	取組状況	・実施済(継続及び拡充)	A	A	概ね達成しており、現時点で新たな提案や検討すべき事項は少ない。	真結の会												
	取組内容	(継続内容) ○ 本会議における議長次第のわかりやすい表現への改善 例)・採決の際、委員長報告が不採択であっても、可とするほうを諮る原則により、当該議案等を採択することについて採決を行う旨発言 ・質疑通告の締め切りを諮る際、先に開会された議会運営委員会で確認された状況から、直ちに質疑通告を締め切ることを諮る旨発言 ○ 代表質問、一般質問、議案質疑において、議長が議員を指名する際の呼称の変更 ※番号で指名→氏名+議員で指名 ○ 一般質問における2問目以降に、質問議員議長に対し発言許可を求めることを不要としている。 ○ 上記以外の本会議における発言許可に関し、上記と同様の呼称に変更している。 (拡充内容) ○ 陳情の取扱いについて、「議長限り」と呼称していたものを「議員へ参考配付」と変更		A	十分に努めており改善しなければならないような事態は生じなかった。	真政会												
				A	取組内容が十分実施されているため。議長次第のわかりやすい表現への改善については、詳細も記載すべき。	市民21												
				A	市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営を行った。	公明党												
				A	やりとりがスムーズであった。	日本共産党												
				A	継続・拡充内容の実施を推進する。	社民党・護憲連合												
			今後の取組方針 十分に努めており、今後も継続して取り組むべきである。															
②市民に分かりやすい委員会での議論(第11条関係)	取組状況	・実施済(継続及び拡充)	A	A	委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行った。今後も継続して取り組むことが適当である。	真結の会												
	取組内容	(継続内容) ○ 委員会ごとにわかりやすい表現に努めた運営を実施 (委員会審査の流れ) ①執行部による議案の説明②質疑③委員間の自由討議④意見開陳(討論)⑤採決 ○ 委員会記録の公開に伴い、発言許可の徹底、賛否の意思表示や論点を分かりやすく留意した発言を行うこととしている。 (拡充内容) ○ 委員会等の記録作成用の音声データは情報公開制度における開示請求の対象であり、不要な録音を除くため、委員長が録音の開始を宣言したうえで開会することとした。		A	改善が必要となる事態が生じなかったが、今後も市民に分かりやすい表現、議会運営となるよう継続して取り組むべきだ。	真政会												
				B	委員長の許可を得てから発言することや、論点を分かりやすく留意した発言をすることが不十分。	市民21												
				A	委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行った。質疑時に発言許可のさらなる徹底が必要と思われる時がある。	公明党												
				A	不規則発言も散見されたが、全体的には内容は整理されていた。	日本共産党												
				A	継続・拡充内容の実施を推進する。	社民党・護憲連合												
			今後の取組方針 全体的に市民に分かりやすい議論を行ったが、今後はさらに、発言許可の徹底、質疑・意見・要望等を明確にして発言することなどに留意し、委員会での議論をすすめるべきである。															
③政務活動費に係る収支報告書等の公開(第14条関係)	取組状況	・実施済(継続)	A	A	収支報告書等を公開し市民に対する説明責任を果たした。今後も継続して取り組むことが適当である。	真結の会												
	取組内容	(継続内容) ○ 市民情報室で収支報告書、収支実績に係る一覧表等の写しを公開 ○ 市議会ホームページにおいて「政務活動費」のあらまし、使途基準や収支報告書等の提出に関する説明記事や政務活動費の関係規定(条例、規則、要綱など)、収支実績に係る一覧表、収支報告書及び証拠書類(領収書など)の写しを掲載 ○ 市議会だよりにおいて、政務活動費の制度概要や主な支出項目の説明及び収支実績に係る一覧表を掲載		A	政務活動費に関する収支報告書の公開はもちろんのこと、必要とあらば帳簿及び証書類等の公開に応じている。(市民の理解度向上)	真政会												
				A	政務活動費そのものの制度概要の市民への周知、広報。	市民21												
				A	収支報告書等を公開し市民に対する説明責任を果たした。	公明党												
				A	出来ることをきちんと行った。	日本共産党												
				A	継続内容を推進。	社民党・護憲連合												
			今後の取組方針 十分に努めており、今後も継続して取り組み、市民に対する説明責任を果たすべきである。															
④本会議、委員会及び協議の場の公開(第15条関係)	取組状況	・実施済(継続・新型コロナウイルス感染症対策)	A	A	[委員会傍聴の中止について] 今(評価)期は感染拡大防止及び健康を守る観点からやむを得ない措置であったが、今後は何らかの対応を検討すべき。	真結の会												
	取組内容	(継続内容) ○ 本会議、委員会の公開及び傍聴手続きの簡素化の実施 ○ 会議日程や代表質問及び一般質問の登壇議員に関するお知らせ等を市議会ホームページへ掲載し、市役所本庁舎1階に掲示 ○ 傍聴者へ最終日に議案一覧を配布 ○ 手話通訳実施要領に基づき、本会議の傍聴に際し、希望者に手話通訳者を手配 ○ 本会議、委員会傍聴者の状況 <table border="1" data-bbox="367 2300 1060 2478"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>本会議傍聴者数</th> <th>委員会傍聴者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月～平成31年3月</td> <td>879人</td> <td>58人</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月～令和2年3月</td> <td>659人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月～令和2年7月</td> <td>46人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	本会議傍聴者数	委員会傍聴者数	平成30年4月～平成31年3月	879人	58人	平成31年4月～令和2年3月	659人	57人	令和2年4月～令和2年7月	46人	0人	A	取り組みは良く、今後も推進すべきである。手話通訳については、原則、事前予約が必要だが、ある程度は対応することができるようになった。今後は、本会議中継録音の音声反訳(音声文字起こし)に関し調査・研究するべきである。感染症予防対策に関しては、本会議場の対策はソーシャルディスタンスを保ちながら傍聴が可能であったが、委員会傍聴は不可であったため、柔軟な傍聴のあり方を検討すべきである。	真政会
	期 間	本会議傍聴者数		委員会傍聴者数														
	平成30年4月～平成31年3月	879人		58人														
	平成31年4月～令和2年3月	659人		57人														
	令和2年4月～令和2年7月	46人		0人														
		A	傍聴者の携帯電話の電源OFF、マナーモード。	市民21														
		B	現在の取組内容の他に具体的な改善や取組の提案がある。(本会議) ・安心した傍聴できる環境づくりが必要である。(委員会) ・傍聴できる環境づくりが必要である。 ・リモートシステムを使った執行部の参加人数の工夫をする。	公明党														
		A	気軽に傍聴に来ることが出来ているが、今後、お子さん連れの傍聴者にも安心して来れる配慮は何か考えられないだろうか。	日本共産党														
		A	継続内容を推進。新型コロナウイルス感染症対策において、「傍聴中止」に関して、一部に疑問の報道があった。	社民党・護憲連合														

令和2年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針

- 平成30年4月以降の委員会等の記録を市議会ホームページ上で公開

公開した会議等の概要

区分	会議名
会議録検索上で公開した会議	議会運営委員会
	常任委員会(議案、請願等の審査)
	予算・決算特別委員会、分科会
市議会ホームページで公開した会議	常任委員会(所管事務調査)
	調査特別委員会等

(新型コロナウイルス感染症対策)/傍聴関係/R2.3月定例会議以降

- 本会議
  - ・マスクの着用と入場時の消毒液による手洗いへの協力を依頼した。
  - ・発熱などで体調が優れない方の傍聴はご遠慮いただいた。
  - ・インターネットでライブ中継及び録画中継を行っている旨、市議会ホームページで周知した。
- 委員会・協議会等
  - ・委員会室の傍聴席は隣同士の距離を十分にとることができないため、感染防止のための対策を十分にとることができず、感染リスクの高い環境にあることから、感染拡大防止及び傍聴者の健康を守る観点から、傍聴を中止した。
- これらを周知するため、市議会ホームページの傍聴案内を更新して対応した。

今後の取組方針

今後も継続して取り組むとともに、本会議の録画中継時の音声反訳や、委員会の新型コロナウイルス対策と柔軟な傍聴のあり方、安心して傍聴できる環境づくり、リモートシステムを使った委員会運営について検討すべきである。

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任(第16条関係)

a.議会報告会の開催(第16条第2項関係)

取組状況

・実施済(継続・新型コロナウイルス感染症対策)

取組内容

(継続内容)

- 議会報告会と併せて意見交換会を実施し、市民から市政各般に渡る意見を聴取した。なお、今後の運営の参考とするため、アンケート調査を実施した。

令和元年春季議会報告会

開催日時	会場	参加人数
令和元年5月9日(木)午後6時30分	市民会館	25人
令和元年5月10日(金)午後6時30分	松川支所	13人
令和元年5月13日(月)午後1時30分	茂庭出張所	10人
令和元年5月15日(水)午後6時30分	吉井田支所	25人
合計		73人

令和元年秋季議会報告会

開催日時	会場	参加人数
令和元年11月12日(火)午後1時30分	西支所	11人
令和元年11月13日(水)午後6時30分	北信学習センター	16人
令和元年11月14日(木)午後6時30分	もちずり学習センター	23人
令和元年11月15日(金)午後6時30分	杉妻支所	14人
合計		64人

(新型コロナウイルス感染症対策)/令和2年春季議会報告会

- 市民の健康を守る観点から、感染拡大防止のため、実施を見送った。
- 中止については、市議会だより5月号、市議会ホームページで周知した。
- 令和2年秋季議会報告会については、新型コロナウイルス感染症対策を検討し、対策を講じたうえで実施を予定。

総合評価

会派評価

評価理由・提案事項等

会派

A

A	(春季議会報告会の実施見送りについて)感染拡大防止及び健康を守る観点からやむを得ない措置であった。今後は対応を検討し、継続して取り組むことが適当である。	真結の会
A	スムーズな運営が定着しつつあるが、新型コロナウイルス感染拡大・予防のために春季の議会報告会は残念ながら中止を余儀なくされた。今後はSNSや録画中継の配信等も検討すべきである。なお、引き続き参加者拡大に向けて広報の工夫が必要だ。	真政会
B	参加人数も含めての議会報告会の評価をどのように評価すべきかが課題である。(評価基準)	市民21
B	取組内容が不十分であり、改善が必要となる事態や必要との意見がある。	公明党
A	定期的に開催している。様々なパターンで開催できている。	日本共産党
A	継続内容を推進。	社民党・護憲連合

今後の取組方針

今後も継続して取り組むとともに、中止の際のSNSの活用や録画中継の配信等について検討すべきである。

また、さらなる参加者拡大に向けての工夫なども必要である。

評価項目⑤

令和2年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針

評価項目⑥	b.市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知(第16条第3項関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派
	取組状況	・実施済(継続及び拡充)		A	A	①市議会だより・HPで議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知した。 ②情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、さらに多くの市民が議会・市政に関心を持つよう広報活動に努めた。 今後も継続して取り組むことが適当である。
取組内容	1. 市議会だより (継続内容) ○ 平成27年5月1日号から、市議会だよりのリニューアルを実施  表紙及び最終ページのカラー化、文字の11ポイント化及びページ増(1号あたり2ページ)、タイトルのリニューアル(季節の写真掲載)、代表質問・一般質問の掲載方法の見直し、議決結果の掲載及び委員会活動内容の掲載  ○ 点字版市議会だより、音声版市議会だよりの作成、配付 (拡充内容) ○ 市政ネットモニターを活用した市議会だよりに関するアンケート調査を実施し、令和元年5月1日発行号からのリニューアルに向け、広報委員会で見直しの協議を行った。 ○ 令和元年5月1日発行号より再リニューアル版を発行 (リニューアル内容) ・題字を見やすく変更 ・定例会議の流れを図式化して表紙に掲載 ・議会トピックスをコーナーとして設けた。 ・質問議員の顔写真を掲載 ・翌定例会議の日程をカレンダー形式で掲載 ・字体もできる限りユニバーサルデザインフォントを使用 ・QRコードを利用し、より詳細な情報を市議会ホームページで確認できるようにした。 ・インクは環境対応植物油使用インクであり、ロゴも掲載 ○ 市議会だより200号発行記念事業として、令和元年9月定例会議期間中に議場前に1号から200号まで全号を展示し、公開した。		A		文字の見易さやQRコードの利用等前回の課題のリニューアルに努め、十分に改善・努力に努めてきた。今後も市民の声を幅広く聴取し、引き続きより良い広報に取り組むべきである。	真政会
	A	引き続き、他議会を参考にしながら、向上してほしい。	市民21			
	A	情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、さらに多くの市民が議会、市政に関心を持つよう広報活動に努めた。	公明党			
	A	質問者の顔写真が入ってより身近になった。	日本共産党			
	A	継続・拡充内容の実施を推進する。	社民党・護憲連合			
	<b>今後の取組方針</b> 市民の意見や他市議会を参考にしながら、今後も継続して取り組み、分かりやすい積極的な広報に努めるべきである。					
評価項目⑦	c.議案、委員会資料の公開(第16条第5項関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派
	取組状況	・実施済(継続)	A	A	議案・委員会の審査等に関する資料を公開した。今後も継続して取り組むことが適当である。	真結の会
取組内容	(継続内容) ○ 定例会議・緊急会議の議案概要資料及び委員会審査資料(会議終了後)の公開 ・市議会ホームページに掲載(公開期間:1年6カ月) ・市役所1階市民情報室での資料の閲覧			A	充分に取り組んでおり大変評価できる。今後は議会のICT化に伴い資料閲覧の在り方も検討すべきである。	真政会
	A	公開後、資料が容易に入手しやすいので良い。		市民21		
	A	議案、委員会の審査等に関する資料を公開した。		公明党		
	A	現在出来ることを行っている。		日本共産党		
	A	継続内容の実施を推進する。		社民党・護憲連合		
	<b>今後の取組方針</b> 十分に努めており、今後も継続して取り組むとともに、議会ICT化に伴い、資料閲覧のあり方も検討すべきである。					
評価項目⑧	d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表(第16条第6項関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派
	取組状況	・未実施	C	A	今期はA評価とするが、今後タブレット端末導入に伴い(新庁舎建設後導入する採決システムを待たずとも)タブレット活用による電子採決も可能となり、賛否の明確化が図られることから、賛否の公表も検討すべき。	真結の会
取組内容	-			C	市民から賛否の公表を求められた際は丁寧に応じている。現在は仮議場で議会運営を行っており、議員個人の賛否の公表には電子化等設備上の課題がある。今後は、新しい西棟の建築に合わせて公表のあり方に関しても調査・検討を進めるべきである。	真政会
	C	新庁舎建設にあわせて実施すること。		市民21		
	C	未実施であることから取り組みとして不十分であった。タブレット端末を使った賛否の公表について今後調査をする。		公明党		
	C	タブレット端末が導入されれば実施出来るのではないか。		日本共産党		
	B	新庁舎建設に合わせて実施する。		社民党・護憲連合		
	<b>今後の取組方針</b> 昨年度までは新庁舎西棟建設の際の採決システムの導入が前提となっていたため未実施となっていたが、今後はタブレット端末の活用による実施または新庁舎西棟建設の際の議場システムとしての電子掲示による採決システムとの選択について検討を行うべきである。					

令和2年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針

⑥ 市民参加の推進(第17条関係)									
a.市民との意見交換及び意見聴取の実施(第17条第2項関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派				
取組状況	・実施済(継続・新型コロナウイルス感染症対策)	A	A	市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けた。今後も継続して取り組むことが適当である。	真結の会				
取組内容	(継続内容) ○ 議会報告会と合わせて、意見交換会を実施した ○ 平成30年6月定例会議において、福島市議会意見交換会の開催方法を見直すため所要の改正を行った。 委員会等が開こうとする意見交換会については、基本条例第17条第2項に基づき「市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる」としていることから、参加者を特定した意見交換会の開催が可能となるよう、公示に関する規定(福島市議会委員会条例第30条第3項)を削除することとした。 併せて「福島市議会意見交換会実施要綱」第5条を改正した。 (新型コロナウイルス感染症対策)/令和2年春季意見交換会 ○ 市民の健康を守る観点から、感染拡大防止のため、実施を見送った。 ○ 中止については、市議会だより5月号、市議会ホームページで周知した。 ○ 令和2年秋季意見交換会については、新型コロナウイルス感染症対策を検討し、対策を講じたうえで実施を予定。		A	意見交換会では、地域の課題や市民の意見聴取に努めた。コロナ禍にあって活動がやむなく制限されているが、議員、市民ともに工夫を凝らし対策を講じて行くべきである。	真政会				
			A	市民との意見交換及び意見聴取の場を設けたことは良かった。内容については、今後とも工夫・改善を図ってきたい。	市民21				
			B	取組内容が不十分であり、改善が必要となる事態や必要との意見がある。	公明党				
			A	参加者からの活発な発言があった。	日本共産党				
			A	継続内容の実施を推進する。	社民党・護憲連合				
		<b>今後の取組方針</b> 市民との意見交換及び意見聴取の場を設けており、今後も継続して取り組むべきである。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して意見交換を実施するとともに、内容については、今後とも工夫、改善を図っていくべきである。							
b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用(第17条第3項関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派				
取組状況	・公聴会/未実施 ・参考人招致/実施	A	A	参考人制度の積極的な活用に努め、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させた。今後も継続して取り組むことが適当である。	真結の会				
取組内容	○ 平成31年4月～令和2年7月における実施状況		A	委員会及び特別委員会の調査において積極的に活用され評価できるが、新型コロナウイルス感染拡大予防やICT化に対応したオンラインによる会議の在り方について調査・検討が必要だ。	真政会				
			A	どのような場合に公聴会を実施しなければならないか、公聴会制度を適用する場合の検討。	市民21				
			A	参考人制度については、委員会の調査において積極的に活用されていたことから評価できる。なお、公聴会については制度利用の検討を含めて未実施であった。(提案)公聴会制度の積極的な活用の検討。	公明党				
			A	公聴会はどのようなものが想定されるか。参考人招致は委員会ごとに実施されている。	日本共産党				
			A	取組内容を継続実施。	社民党・護憲連合				
		<b>今後の取組方針</b> 参考人制度は積極的に活用しているが、オンラインによる会議のあり方に関する調査・検討が必要である。 公聴会制度については、必要が生じなかったことから実施に至らなかったが、必要に応じて的確に課題や対象を捉え、制度の活用について検討を図るべきである。							
(2) 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会									
①本会議、委員会での議員間の自由討議(第22条関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派				
取組状況	・運用基準で規定済み	B	A	本会議における実績はないが、委員会においては自由闊達な議論、討議を行っている。	真結の会				
取組内容	<table border="1"> <tr> <td>本会議</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td>委員会</td> <td>各常任委員会における議案等審査を充実させるため、議員相互間の自由闊達な議論を引き出す委員会運営を実施している。</td> </tr> </table>		本会議	実績なし	委員会	各常任委員会における議案等審査を充実させるため、議員相互間の自由闊達な議論を引き出す委員会運営を実施している。	B	この度は、本会議での実績はなかったものの、委員会においては議員間の自由討議は行われている。	真政会
本会議	実績なし								
委員会	各常任委員会における議案等審査を充実させるため、議員相互間の自由闊達な議論を引き出す委員会運営を実施している。								
			B	本会議における自由討議のあり方について検証すべきである。	市民21				
			B	委員会では自由討議が行われているものの、本会議では実施されていないことから、さらに拡充すべきと評価する。	公明党				
		B	本会議では未実施。委員会では多くはないが行われた。	日本共産党					
		A	運用基準で可能であり、制度として実施可能。	社民党・護憲連合					
		<b>今後の取組方針</b> 委員会では自由闊達な議論、討議が行われているが、本会議における自由討議については、必要が生じなかったことから実施に至らなかった。自由討議のあり方について制度の共有化を図り、必要に応じて的確に課題や対象を捉え、制度の活用について検討を図るべきである。							
②政策討論会の開催(第23条関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派				
取組状況	・実施要綱策定済み ・未実施	C	A	制度としては非常に重要であるが、(今期は)必要に迫られず実施には至っていない。政策討論会の目的は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、政策立案、政策提言を推進していくものであることから、制度の性格上よほど必要性に迫られない限り実施する必要はないものとする。今後同様の理由から実施に至らなかった事項に関する評価の是非も含め、評価の在り方についても再検討すべきである。	真結の会				
取組内容	-		C	未実施であったが、実施要綱も整備されており、必要な時には実施できる体制になっている。	真政会				
			C	実施に向けて案件の選択方法の検討。	市民21				
			C	未実施であることから取り組みとして不十分であった。	公明党				
			C	未実施につき。	日本共産党				
			A	実施要綱は策定済みであり、制度として実施可能。	社民党・護憲連合				
		<b>今後の取組方針</b> 必要が生じなかったことから実施に至らなかったため総合評価はC評価とする。必要に応じて的確に課題や対象を捉え、制度の活用について検討を図るべきである。							

令和2年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針

(3) 政策立案や政策提言を積極的に行う議会							
評価項目 ⑬	①議員、委員会の積極的な政策立案(第24条第1項関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派	
	取組状況	・未実施	C	A	未実施であったが、今後も継続して取り組むことが適当である。	真結の会	
取組内容	-	C		未実施であることから不十分であると評価するが、実施にあたっては、議会と執行部側との連携や環境整備に努める必要がある。	真政会		
		C		実施に向けて案件の選択方法の検討。	市民21		
		C		未実施であることから取り組みとして不十分であった。	公明党		
		C		未実施につき。	日本共産党		
		B		新しい取り組みを検討すべき。	社民党・護憲連合		
			<b>今後の取組方針</b> 実施に至らなかったため総合評価はC評価とする。実施に向けて先進事例や案件の調査・研究に努めるべきである。				
評価項目 ⑭	②市長等に対する政策提言(第24条第1項関係)		総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派	
	取組状況	・実施済	A	A	市長等に対する政策提言を積極的に行った。今後も継続して取り組むことが適当である。	真結の会	
取組内容	○ 平成31年4月～令和2年7月 市長等への提言提出状況			A	委員会における所管事務調査を活発に実施し、市長及び当局に対し積極的に政策提言を行っている。	真政会	
	提出日	内 容		提出先	A	提言に向けてのプロセスと提言内容を同時にもっとアピールすべき。特にプロセスについて。	市民21
	R元.6.14	小学校におけるICTを活用した学習活動の充実に関する提言(文教福祉常任委員会)		教育長	A	市長等に対する政策提言を積極的に行った。	公明党
		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する提言(東京2020オリンピック・パラリンピック調査特別委員会)		市長	A	必要な内容で実施された。	日本共産党
	H32.3.25	新しい西棟の建設に関する提言(新庁舎西棟建設調査特別委員会)		市長	A	このまま推進。	社民党・護憲連合
H32.4.22	緊急要望(新型コロナウイルス感染症対策)	市長					
			<b>今後の取組方針</b> 積極的に政策提言を行っており、今後も継続すべきであるが、提言内容とともに提言に至るまでのプロセスも同時にわかりやすく広報すべきである。				
(4) その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目							
評価項目 ⑮	取組内容	○ タブレット端末導入の決定(議会ICT化推進の検討) 議会基本条例の基本理念を実現し、更なる市民の信頼及び負託への対応とともに、ペーパーレス化による経費削減を含めた業務負担の省力化等により議会運営の効率化を図るほか、各議員活動の充実を目指してタブレット端末及び会議システムを導入することを決定した。(R2.12月定例会議より導入予定)  ○ 代表質問における同一会派の議員の代理の質問を認めることの妥当性についての検討 会派の代表質問の機会を確保するため次の事項を先例に追加した。「代表質問の通告者が身体の故障等、正当な理由により欠席し代表質問を行えない場合、議長は、同一会派の他の議員に限り、提出期限を経過した後の発言通告書の提出を認めることができる。ただし、その通告の内容は、正当な理由により欠席した議員が通告した内容と同一とし、代表質問の順序は変更しないものとする。」  ○ 請願・陳情に関する個人情報の取り扱いの規定と市議会ホームページへの掲載 ①請願・陳情提出者の個人情報(住所・氏名)が記載された「請願・陳情文書表」は、議員、市当局へ配布するとともに、会議録に記載、公表する。 ②請願・陳情に記載された個人情報(住所・氏名等)は内容等の問合せに使用することができるものとする。 ③請願・陳情に福島市個人情報保護条例第2条第2項に該当する要配慮個人情報が記載されているときは、当該条例の趣旨を踏まえ適切な措置を講じるものとする。	総合評価	会派評価	評価理由・提案事項等	会派	
			A	A	今期の取組としては評価できるが、今後項目⑧項目⑯に記載した内容について検討すべきである。	真結の会	
A	新たな課題に対しても議論・協議し、議会改革に努めてきたことは評価できる。今後も間断なく取り組むべきである。	真政会					
A	その他の項目については、項目ごとに評価をすべきである。	市民21					
A	タブレット端末の導入にあたっては、本来のタブレットの使用方法が、議員間のレベルが同じになるように今後研修等の実施が必要と思われる。	公明党					
A	必要と考えられるものに対応してきた。	日本共産党					
A	取組内容を更に充実させる。	社民党・護憲連合					
			<b>今後の取組方針</b> 今後も、新たな課題に対し議論・協議し、議会改革に取り組むべきである。また、タブレット端末の導入にあたっては、研修等を実施し、使用方法が議員間で同レベルとなるよう努めるべきである。さらに、他の複数の項目に関してであるが、必要が生じなかったため未実施となった項目については、必要に応じて的確に課題や対象を捉え、制度の活用について検討を図るべきである。				
2. その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの							
項目 ⑯							